

愛媛生協病院運営規程

(事業の目的)

第1条 愛媛医療生活協同組合が開設する愛媛生協病院が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「愛媛生協病院」の介護支援専門員その他の職員（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 「愛媛生協病院」の介護支援専門員は、要介護者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるために、利用者等の心身の特性や社会環境・経済状況等を踏まえて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう居宅サービス計画を作成する。
- 2 「愛媛生協病院」の介護支援専門員は、当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保され適切な介護支援となるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を継続的にかつ懇切丁寧に行う。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公平中立に行うとともに、関係市町、居宅介護支援事業者その他地域の保健・医療・福祉サービス提供主体との綿密な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 愛媛生協病院
- 2 所在地 愛媛県松山市来住町1091番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 「愛媛生協病院」に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員1名
管理者は、「愛媛生協病院」の職員の管理及び居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 2 主任介護支援専門員 1名（常勤）
主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たると共にスタッフの相談や困難事例の指導に当たる。
- 3 介護支援専門員 3名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 4 業務の状況に応じて、職員数は増員する。

(営業日及び営業時間)

第5条 「愛媛生協病院」の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、国民の休日、8月15日、12月30日～1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条

- 1 指定居宅介護支援の提供の内容と方法は次のとおりとする。
 - 一 当該地域における指定居宅サービス等に関するサービス情報の提供
 - 二 要介護認定の申請等にかかわる援助。
 - 三 サービス利用の援助。
 - 四 居宅サービス計画の作成とサービス担当者会議の開催。
 - 五 居宅サービス計画の実施状況の把握と利用者等の状況の把握。
 - 六 主治医の指示・意見などに応じてかつ計画的な居宅サービス計画の変更。
 - 七 介護保険施設等からの退院・退所時の居宅サービス計画作成などの援助。
 - 八 利用者の日常生活全般を支援するために介護保険外のサービス利用の検討。
 - 九 自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価とその改善。
 - 十 指定居宅サービス等に対する苦情への迅速かつ適切な対応。
 - 十一 市町、居宅介護支援事業者その他地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携。
 - 十二 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された際、当該ケースを受託する体制の整備。
 - 十三 介護支援専門員の法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備。
 - 十四 利用者の入院時における医療機関との連携促進の為、入院時は担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供し、より効率的な連携を図る。
 - 十五 医療系サービス導入時には利用者同意のもと主治医の意見を求めるとともに主治医へケアプランを交付する。
 - 十六 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施運営参加への整備。
 - 十七 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加。
 - 十八 利用者の意思に基づいた契約確保のためケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介し、求められた際には当該事業所ケアプランに位置づけた理由の説明を行う。
 - 十九 国の基準よりも訪問回数が多い訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合、市町村にケアプランを届け出たうえで、地域ケア会議等にてケアプランの検証を行う。
 - 二十 障害福祉サービスにおける相談支援専門員との連携に努め、障害者の介護保険サービスへの円滑な利用移行にむけた支援体制を図る。
 - 二一 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合、それぞれの各サービスごとの同一事業者の占める割合（上位3位まで）等につき、利用者又はその家族に対し文書の交付に加え口頭で説明を行うとともに、理解したことに対する署名を頂く。
 - ① 前期（3月1日から8月1日）
 - ② 後期（9月1日から2月末日）
- 2 利用者の相談を受ける場所
事業所内及び利用者宅その他必要かつ適切と認められる場所において行うものとする。
- 3 使用する課題分析票の種類
利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
- 4 サービス担当者会議の開催場所
事業所内その他必要かつ適切と認められる場所において開催する。
- 5 介護支援専門員の居宅訪問頻度
月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。

(利用料等)

第7条

- 1 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は松山市（旧北条市・島嶼部除く）東温市（旧川内町除く）、砥部町（旧広田村除く）、松前町、伊予市（旧双海町・旧中山町除く）の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 9 条

- 1 「愛媛生協病院」は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - 一 採用時研修 採用後 3 か月以内
 - 二 継続研修 年 1 回
 - 三 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施。
- 2 「介護支援専門員等」は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 「愛媛生協病院」は、「介護支援専門員等」であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等における個人情報の公開については利用者及びその家族の同意を得る。
- 5 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市町・主治医などへの連絡及び必要な措置を講じる。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は愛媛医療生活協同組合が定めるものとする。

(サービス利用計画記録の記載・保存)

第 10 条 サービス利用を計画した際には、計画した日及び内容（訪問・相談等）、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から 5 年間保管する。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会及び担当者を定め、定期的に開催するとともに指針の整備を行う。また、従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施し、その結果について従業者に周知徹底を図る。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第 12 条

当事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。またカスタマーハラスメント（利用者やその家族などからの著しい迷惑行為）の防止に取り組む。ハラスメントがなされた場合、当該従事者ないし本事業所が利用者へサービス提供することができなくなり、契約解除を行う場合がある。

(感染症対策の強化)

第 13 条

当事業所は、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、対策を検討する委員会を開催し、指針の整備を行うとともに従業者に周知徹底を図り、研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第14条

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等を策定し、従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練（シュミレーション）を定期的を実施する。当事業所は必要に応じ業務継続計画の見直し変更を行う。

- 附 則 この規程は、平成19年 4月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年 5月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年 6月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成21年11月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成23年 3月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成23年 3月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成24年 4月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年 4月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、平成26年 4月15日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成26年12月 4日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年 4月16日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年 8月17日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成27年 9月26日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年 4月11日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成28年 5月25日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年 4月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、平成30年 8月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、令和 元年 7月16日 より 施行する。
- 附 則 この規程は、令和 元年 8月 1日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 2年 1月11日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 2年 10月12日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 2年 1月1日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 2年 2月1日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 3年 4月1日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 4年 1月1日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 4年 2月14日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 5年 10月1日 より 施行する。
- 附 則 この規定は、令和 6年 3月1日 より 施行する。